

2026年3月1日

## KESエコロジカルネットワーク

# 2026年度・取組み基準

特定非営利活動法人 KES環境機構

2026年度の取組みは、「1. 希少植物の生息域外保全活動」、「2. 自社敷地内の緑化活動」、「3. その他生態系保全活動」の3項目とします。

なお、「京都市生物多様性プラン」（「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」）に適用する取組みは「1. 希少植物の生息域外保全活動＝京都市内での活動」のみとします。

**※現在、「京都市環境基本計画」「京都市生物多様性プラン」「京都市みどりの基本計画」等の環境に関するプランの改定作業が進められています。これらの策定を受けて、来年度以降の取組み基準のあり方について検討してまいります。**

### 1. 希少植物（絶滅危惧種等）の生息域外保全活動

#### (1) 栽培に取り組む植物【別紙1】

2014～2025年度に栽培している種の継続栽培も可とします。

- A. フタバアオイ B. フジバカマ C. ヒオウギ D. キクタニギク  
E. オミナエシ F. カワラナデシコ G. アヤメ H. ワレモコウ I. クリンソウ  
J. ノカンゾウ K. タムラソウ L. ノハナショウブ M. イワギボウシ

#### (2) 2026年度新規販売植物種

今年度、新たに苗等を購入される場合は、以下から希望する種（複数を可とする。）を選択します。

- A. フタバアオイ B. フジバカマ C. ヒオウギ D. キクタニギク  
J. ノカンゾウ L. ノハナショウブ

#### (3) 栽培の方法

【別紙1-2】植物栽培方法等の比較表も参考に、自社（団体）敷地の環境や管理体制に合う植物を検討してください。

プランター等容器・鉢植え、または事業所内緑地がある場合は、適期にその場所に移植し栽培することも可とします。

【備考】① 植物の株は、すべて京都市内又は隣接市の産地に由来するものです

② 栽培セットの経費は、京都ゆの希少植物保全のための事業に活用されています。

③ 栽培指導は、（公財）京都市都市緑化協会、（一財）葵プロジェクトが行います。

④ 追加のセット購入、地植え、枯死などで、セットの不要な容器が生じた場合は、京都市都市緑化協会円山事務所にお持ちいただければ、植物保全活動等に活用させていただきます。

## 2. 敷地内（事業所・学校等）緑化活動

### 2.1 緑化の種類

- (1) 屋上緑化（建築物の屋上）
- (2) 壁面緑化（建築物の壁面）
- (3) 地上緑化（「樹木・草本の植栽（地面）」、「生け垣」、「駐車区画の緑化」等）
- (4) 雨庭機能に重点を置く緑化

ここでいう「雨庭」とは、建物の屋根や舗装面などに降った雨水を集め、雨水利用を積極的に行う「雨水浸透型の緑地（庭）」のことで、市街化と気候変動等に伴って都市で必要性が高まっている洪水緩和のほか、水質浄化、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の効果が期待できます。グリーン・インフラ（GI）の重要な要素の一つとして注目されています。

- [備考] ① 雨庭についての詳細は、冊子「雨庭のすすめ」に掲載されています。
- ② 雨庭導入のアドバイスのため、事務局から専門家を派遣することも可能です。ただし、別途経費が必要です。

### 2.2 共通基準

- ① 「緑化面積」（表1の右列）は、3㎡以上とする。（ただし、表1の（4）は、面積の基準を設けない。）  
中長期的取組みの場合、最後の1年間における達成（完成）した面積を「緑化面積」とする。
- ② 樹木その他、草本（1年草を含む）を可とする。
- ③ 植物は、生物多様性に配慮した推奨在来種リストについての考え方【別紙2-1】を参考に、「推奨在来種リスト」【別紙2-2】記載の在来種を1種以上含むこと。
- ④ 植物は、外来生物法の規制を受ける「特定外来生物」のほか、生態系等に被害のおそれがある外来種【別紙3】を含まないこと。  
[補足]「特定外来生物」の栽培、混入を避けるとともに、「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された「特定外来生物」以外の植物については、新規導入は管理状況を考えて行い、現存のものは逸出等がないよう適切に管理すること。  
（敷地が市街地であれば、過剰に心配する必要はありません。）
- ⑤ 3カ年計画で達成（完成）も可とする。

## 2.3 個別基準

表1 個別基準の概要

	植物の種類	緑化の方法	「緑化面積」等
(1) 屋上緑化	樹木・草本 (1年草を含む)を 可とする。	プランター等の容器の組 合せ可。	植栽基盤(土壌又は土壌の機 能を有する部分、厚さ5cm 以上)の面積を、 <u>最大で3分 の1以上</u> を植物で覆えば、基 盤全体を緑化面積とみなす。
(2) 壁面緑化	つる性植物 (1年草を含む)、 ポット苗等。	プランター等につる性植 物を植える「登はん型・下 垂型」、ポット苗等を壁面 に植える「壁面基盤型」に よるもの、またはその組み 合わせも可とする。	「登はん型・下垂型」(つる性 植物)は、 <u>植物が壁面を覆う</u> <u>最大面積</u> を緑化面積とする。 「壁面基盤型」は、 <u>植栽基盤</u> を緑化面積とする。
(3) 地上緑化	①樹木・草本・竹類 の植栽(地面)  ②生垣  ③駐車スペース緑 化	地面で植物を育てる。 ①1年草を含む。  ②高さ0.3m以上1.5m未 満の樹木・竹類を、1m 以上の延長で植える。 ③地盤を地被植物(シバ、 タマリユウ等)で緑化す る。	①年間最大の葉張り面積(植 物の葉が垂直方向に地面を 覆う部分の面積)を緑化面 積とする。 ②生垣の延長(m)×高さ(m) を、緑化面積とみなす。 ③区画面積のうち保護材(ブ ロック等)の面積が <u>3分の 2未満</u> のとき、保護材の面 積も緑化面積に含める。
(4) 雨庭機能 に重点を 置く緑化		①地面の「雨庭」 下記4機能すべてを有 する。〈注※1〉 A. 集水機能 B. 貯水機能 C. 浸透機能 D. 環境機能 ②地面以外の「雨庭」 舗装面や建物内の場合、 プランターを使用する ことも可。(注<※2>)	蓄雨高<注※3> 緑化面積の100mm以上と する。(200mm以上が望ま しい。)

注：<※1>地面の「雨庭」では、次の4機能すべてを有すること

- A. 集水機能：建物屋根の雨水のパイプ誘導や地形による雨水の利用。
- B. 貯水機能：地面に設けた窪地、雨水タンク等の利用による一時的な雨水の貯水。
- C. 浸透機能：浸透性の土壌に改良する、または舗装面を浸透性舗装に替えること等による雨水の地中への浸透。
- D. 環境機能：水質浄化（沈殿、土壌によるろ過等）、生物多様性の保全（推奨在来種を複数植栽）、ヒートアイランド現象の緩和、修景（景観の向上）、自然体験や交流の場の提供（人の利用）のいずれかまたは複数。

<※2> 舗装面や建物屋上・中庭・バルコニー等においては、雨水を集め、一時的に貯め、植栽等に活用する仕組みを持ったプランターも、雨庭とみなすことができる。

KESエコロジカルネットワークでは、京都駅ビル内の緑化展示施設「緑水歩廊」の「雨庭プランター」を推奨モデルとします。（基本モジュールとなるプランターを組み合わせ、太陽光発電でポンプアップした雨水を利用し、水耕・礫耕・土耕栽培により、希少植物等を保全・展示。）

<※3> 蓄雨高（ちくうだか）

日本建築学会の提唱する概念で、ある区域が、降雨時に一時的に貯留・浸透できる雨水の量。同学会が推奨する基準（基本蓄雨高）は、敷地全体の蓄雨高 100mm以上（公園緑地は 200mm以上）であるが、KESエコロジカルネットワークの基準では、当面、緑化面積の 100mm以上（200mm以上が望ましい）とします。

[参考] 緑化活動に対する京都市の支援・助成制度

(1) 「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」設置助成金制度

京都市では、近年多発する局地的な集中豪雨や台風接近に伴う大雨により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」の発生を防ぐため、「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」を設置していただけるよう助成金制度を設けており令和5年度は以下の内容でした。

表2 1基あたりの助成金額（令和5年度）

施設の種類	上限額	助成対象経費	備考
ア 雨水貯留施設 (雨水タンク等)	37,500円	(購入費用+設置工事費用)の3/4	貯留容量： 80ℓ以上
イ 雨水浸透ます		25,000円	新たに雨水浸透ますを設置
ウ 雨水浸透ます	①70,000円 ②30,000円	①設置工事費用 ②付帯工事費用	雨水ますを雨水浸透ますに取り替え

備考：各施設とも、1つの建築物につき4基を上限とします。

購入及び設置前に事前相談が必要となります。

雨水貯留施設の設置工事費用に係る助成金額は10,000円を上限とします。

【問合せ先】 京都市上下水道局下水道部管理課（電話075-672-7822）

### 3. その他の生態系保全活動

上記1および2項は、自社（団体）敷地の中での取り組みですが、外で行う下記3.1、3.2及び3.3項における生態系保全活動も本KESエコロジカルネットワークの取り組みとします。

#### 3.1 まちなかの緑化活動

＜市街地の公共的、半公共的な場所の緑化活動に継続的に参加する。＞

例えば、京都市内であれば、次のような活動が挙げられる。

＊御池通スポンサー花壇事業（京都市建設局みどり政策推進室）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000288360.html>

＊街路樹サポーター制度（京都市建設局みどり政策推進室）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000258130.html>

#### 3.2 里山里地保全活動

＜都市住民が受けてきた生態系サービスの源泉である京都三山などの里山里地の環境を保全する活動に参加する。＞

①（公社）京都モデルフォレスト協会が実施する事業について、継続的に参画する。次のような活動が挙げられる。

＊特定の森林をフィールドとして設定し、森林所有者や地元、行政、協会と森林保全に関する協定を締結するなど、継続的な活動に参画する。

＊地域の森林保全活動を支援する「森林づくり基金」、もしくは地域や学校での緑化活動等を支援する「緑の募金」への寄付を行う（いずれも寄付金控除等の制度あり）。

＊その他、（公社）京都モデルフォレスト協会が実施するセミナーや体験活動などの行事に参加する。

② 宝が池（左京区）周辺の各種団体・施設・大学・京都市などでつくる「宝が池の森」保全・再生協議会の活動に継続的に参加する。次のような活動が挙げられる。

＊外来種・ナラ枯れ被害木の伐採等の保全活動、学習会等に参加する。

#### 3.3 KES エコロジカルネットワークの生物多様性保全活動への継続参加

＜KES エコロジカルネットワークが推薦する生物多様性保全活動に参加する。＞

KES エコロジカルネットワーク事務局に情報提供先（メールアドレスかFAX 番号）をご登録いただき、随時ご案内する参加可能な行事の中から参加する。

【これまでの例】

- ・毎年5月上旬頃に上賀茂神社の「葵の森」に、殖やしたフタバアオイを戻す「葵里帰り式」に参加する。
- ・毎年3月中旬頃に、京都伝統文化の森推進協議会が同協議会及びKESエコロジカルネットワーク参加団体を対象に「キクタニギクの咲く菊溪の森づくり」を実施。（本KESエコロジカルネットワーク参加団体が育成したキクタニギクの株

を活用。) 2026年3月14日にも、「キクタニギクの咲く菊溪の森づくり」が  
実施される予定(参加申込みは終了)。  
など。

以上